



児童手当制度のご案内



1. 児童手当とは

家庭における生活の安定と、これからの社会を担う児童の健やかな成長のために、中学生までの児童を養育している保護者へ手当を支給するものです。

2. 支給対象

ひたちなか市に住民登録があり、15歳到達後最初の3月31日まで(中学校卒業まで)の児童を養育している保護者(以下申請者といいます。)

※申請者の住民登録がひたちなか市以外にある場合は、申請者の住民登録がある市区町村で申請してください。

支給要件

- ・原則として、児童が日本国内に居住している場合に支給します。
 - ・父母ともに所得がある場合は、**恒常的に所得が高い方が申請者となります**。単身赴任等の理由により児童と別居している場合も同様です。(別居を理由に受給者の変更はできません。)ただし、父母が離婚調停中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給します。
 - ・児童が児童養護施設等に入所した場合は、施設の設置者に児童手当を支給します。
- ※申請者が公務員の場合は、勤務先での手続きとなります。勤務先へお問い合わせください。

3. 支給額(児童一人当たりの月額)※所得については「4. 所得制限」を参照してください。

児童の年齢	所得が①未満 (児童手当)	所得が①以上②未満 (特例給付)	所得が②以上
3歳未満	一律 15,000円	一律 5,000円	支給なし
3歳以上 小学校修了まで	第1子・第2子 10,000円 第3子以降 15,000円		
中学生	一律 10,000円		

※「第3子以降」とは、18歳の誕生日後の最初の3月31日まで(高校卒業まで)の養育している子どものうち、3番目以降をいいます。

4. 所得制限

	① 所得制限限度額		② 所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
扶養親族等の数				
0人	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
2人	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人	736万円	960.0万円	972万円	1,200万円

※「収入額の目安」は給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

※所得要件は、申請者の前年の所得(1月分から5月分までの手当については前々年の所得)により確認します。

※窓口や電話などでは正確な所得額等の確認ができないため、その場で所得制限に該当するかお答えすることができません。

※扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限ります。)又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。

※所得が②所得上限限度額を上回った場合、手当の支給はありません。翌年度以降、所得が②を下回った際は、再度申請が必要となりますので、子ども政策課までお問い合わせください。

5. 支給月

申請した月の翌月分から手当の支給対象となります。誕生日や転入日が月末の場合は、出生・転入日の翌日から15日以内に申請すると出生・転入日の翌月から対象となります。

支払日	6月10日	10月10日	2月10日
支払対象月	(2・3・4・5月分)	(6・7・8・9月分)	(10・11・12・1月分)

※10日が金融機関休業日にあたる場合は、その直前の金融機関営業日に支給します。

※申請や届出の遅れ、受給資格の消滅等により上記支給日以外に支給することもあります。

注意!

お子さんの誕生日(転入の場合は、前住所地で記載した転出予定日)の翌日から **15日以内**に、申請者の住民登録がある市区町村で児童手当の申請をしてください。誕生日・転入日の翌月から支給対象となります。申請が遅れますと申請をした翌月から支給対象となるため、手当が受けられない月が出る場合がありますので、ご注意ください。

児童手当の新規申請に必要なもの

誕生日・転入日の翌日から
15日以内に手続きを！！

- 手当の振込先となる申請者名義の預金口座の通帳等
- 申請者・配偶者のマイナンバーが確認できる書類(個人番号カード等)
- 手続きをする方の本人確認書類(運転免許証や健康保険被保険者証など)

申請者の健康保険被保険者証の写しについては、令和2年6月1日からマイナンバー制度による情報連携により、個人番号(マイナンバー)カード等を提示することで添付が不要となりましたが、必要な情報の確認ができない場合は提出をお願いすることがあります。

申請者とお子さんが別居中(住民登録が別になっている)の方

- **お子さんのマイナンバーが確認できる書類(個人番号カード等)**

平成30年7月1日からマイナンバー制度による情報連携により、個人番号(マイナンバー)カード等を提示することで、お子さんの世帯全員が記載された住民票の添付が不要となりましたが、必要な情報の確認ができない場合は、提出をお願いすることがあります。

1月1日にひたちなか市に住民登録がない方(転入された方など)

平成29年11月13日からマイナンバー制度による情報連携により、個人番号(マイナンバー)カード等を提示することで、申請者及び配偶者の課税証明書の添付が不要となりましたが、必要な情報の確認ができない場合は、提出をお願いすることがあります。

その他、「公務員を退職された方」「離婚により受給者の変更をする方」など、必要に応じて確認書類をご提出いただくことがあります。詳しくは子ども政策課までお問い合わせください。

～新規申請時に本人確認及び個人番号(マイナンバー)確認を行います～

提出方法により、本人確認及び個人番号(マイナンバー)確認の方法が異なりますのでご注意ください。

申請者本人が来庁する場合(①、②のいずれかをご用意ください。)	① 申請者本人及び配偶者の個人番号カード ② 申請者本人及び配偶者の個人番号通知カード(住民基本台帳と一致しているものに限る)または個人番号が記載された住民票の写しと申請者本人の本人確認書類(運転免許証など)
代理人が来庁する場合(①～③全てをご用意ください。)	① 申請者本人が記名押印した委任状 ② 代理人本人の本人確認書類(運転免許証など) ③ 申請者及び配偶者の個人番号カード、個人番号通知カード(住民基本台帳と一致しているものに限る)または個人番号が記載された住民票の写し
認定請求書を郵送する場合	【申請者本人が来庁する場合】①、②のいずれかの写しを同封してください。

提出・問い合わせ先

ひたちなか市子ども政策課 児童手当担当 TEL:029-273-0111(内線7223)
〒312-8501 ひたちなか市東石川2丁目10番1号《市役所本庁第3分庁舎1階》

児童手当制度については、ひたちなか市ホームページをご確認ください。
HP内「児童手当について」※申請様式のダウンロードが出来ます。

受給中の方も以下のような場合は届出が必要となります。

- ・出生などにより養育する児童が増えたとき(誕生日の翌日から15日以内に手続きをしてください。)
- ・受給者がひたちなか市外へ転出するとき(国外転出を含む)
- ・児童を養育しなくなったとき(児童養護施設入所や離婚等による養育者変更など)
- ・受給者が児童と別居したとき
- ・受給者が公務員になったとき
- ・受給者が婚姻したとき(受給者の変更をお願いすることがあります。)
- ・手当の振込先口座を変更したいとき(受給者の口座に限る)
- ・ひたちなか市外に住民票がある配偶者や児童の住所が変わったとき
- ・3歳未満の児童を養育している受給者の加入する年金が変わったとき(厚生年金→国民年金等)

変更があったときは速やかに
手続きをお願いします！

※受給者・児童が長期間出国するときは、届出が必要となる場合がありますので子ども政策課へご連絡ください。